最終更新日：2015年7月1日

互応化学工業株式会社
代表取締役社長　藤村春輝
問合せ先：常務取締役管理本部長　西川憲一
証券コード：4962
http://www.goo-chem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「企業統治は経営の根幹」と位置付け、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の迅速かつ公平性を図るとともに、必要なIR活動を進めるべく努力していく所存であります。
企業統治については、1経営者は誰のために経営を成すべきか（企業概念）、2経営者を誰が、いかに監視すべきか（経営監視）、と考えております。
当社が、長期的に安定した収益を確保し、企業価値を高めていくためには、顧客満足度を高め、より良い製品を社会に提供し、優れた従業員のモラールが必要となります。
当社は、株主の皆様から提供された資本を安全に、正しく、かつ有効に活用し、公正な収益を生み、その企業利益を「株主の皆様」「当社の顧客」「従業員」へ配分すること、つまり、企業のさまざまな利害関係者に共通の企業利益を極大化することに努め、経営の意思決定を行う際には、これらの利害関係者を公平に考慮する企業概念に基づいて経営を行っております。
当社は、収益確保や法令遵守は企業の最低限の責任であり、企業の信頼構築と永続的な企業価値創造に向けて、企業に関わるすべての利害関係者を視野に入れながら経済・環境・社会面におけるニーズを、いち早く独自技術に基づき企業価値創造や新しい市場創出へ結び付けていくために、自主的に取り組むことが「企業の社会的責任を遂行する手段」であると考えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
互応産業株式会社	1,104,000	15.79
藤村春輝	401,000	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	358,200	5.12
互応化学従業員持株会	318,085	4.55
株式会社京都銀行	300,000	4.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	4.29
柳井清	292,000	4.18
大阪中小企業投資育成株式会社	238,000	3.40
昭栄薬品株式会社	227,000	3.25
三上正勝	201,000	2.87

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊徹	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊徹	○	渡邊徹氏は、当社が顧問弁護士契約を締結しております弁護士法人淀屋橋山上合同のパートナーであります。	法律の専門家としての豊富な実績や見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役に選任しました。なお、当社は同氏がパートナーを務める弁護士法人と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間100万円と少額であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査法人グラヴィタスと監査契約を締結し、監査法人は公平普遍の立場で監査を実施しております。
監査役は、期初に監査計画の説明を受けるとともに、各四半期に監査結果報告を受けております。
また、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携を図っております。
社長直轄の独立した監査室(1名)が、監査役及び社外監査役との協力関係の下、会計及び各部門の業務遂行状況についての監査を計画的に

実施し、各組織が内部規程・法令遵守・リスク防止に努め、その状況を定期的に検証する体系的仕組みを整備しております。
内部監査の計画・結果は監査役会（社外監査役2名を含む）及び取締役会（社外取締役1名を含む）に報告することとしており、監査役及び社外監査役並びに社外取締役においても進捗状況を点検・牽制する等、連携し監査機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田臣	他の会社の出身者													
竹原重光	税理士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田臣	○	――	企業の経営者として長年の経験を有し、人格、識見の上で社外監査役として最適任であります。当社の業務執行に対し客観的立場から適切な監査を行っており、必要に応じ助言、提言を受けております。なお、同氏は独立役員としての要件を充たしているため、独立役員に指定しております。また、当社と同氏との間には当社株式の所有以外特別の利害関係はございません。
竹原重光	○	竹原重光氏は、当社が税務業務の委嘱契約を締結しております竹原重光税理士事務所の所長であります。	直接企業経営に関与された経験はございませんが、税務ならびに会計分野における長年の経験に基づく高い識見に基づき、適切な監査を行っており、必要に応じ助言、提言を受けております。なお、当社は同氏が所長である税理士事務所と、税務業務の委嘱契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間150万円と少額であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は現在のところ取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。
取締役の報酬は委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在の変化の激しい経営環境の下では取締役報酬を業績に連動させることが、必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとはいい切れないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に取締役へ支給した報酬等は204百万円（うち社外取締役は3百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「取締役会規程」「役員規程」に基づき、取締役会において会社の業績と個人ごとに貢献度等を考慮し「役員報酬給号表」に照らして報酬額を決定しております。退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」に照らして退職慰労金を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は専従スタッフの配置はいたしておりませんが、必要に応じて監査室・管理本部が適宜対応しております。また、事務局が取締役会開催の都度、事前に資料配付を行い必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の監視機構は、1取締役会、2監査役会、3監査室、4会計監査人、5社外取締役及び社外監査役、6顧問税理士・弁護士であります。
1. 取締役会
取締役会は業務の意思決定、業務執行だけでなく、取締役による職務執行に対する監督を行い、業務を適法にかつ定款と経営方針に従い執行しているか等の監視機能の双方を果たしております。
取締役会は社外取締役1名を含む7名（男性7名）で構成しております。
取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。
取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がされ、活発な議論が交わされ、合議制により迅速な意思決定がなされております。

2. 監査役会
監査役会は社外監査役2名を含む3名（男性3名）で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通し取締役の職務遂行の監視、監査を行っており、必要に応じて積極的に発言し意見を述べております。
監査役会は毎月1回開催しており、必要に応じ臨時の監査役会を適宜開催しております。
会計監査人からも適宜会計監査の報告を受けており、情報交換等を行っております。
平成27年3月期に監査役に支給した報酬等は21百万円（うち社外監査役は8百万円）であります。

3. 監査室
社長直轄の独立した監査室（1名）が、監査役及び社外監査役並びに社外取締役との協力関係のもと、会計及び各部門の業務遂行状況についての監査並びに金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制についての監査を計画的に実施し、各組織が内部規程、法令遵守やリスク予防に努め、その状況を定期的に検証する体系的仕組みを整備しております。
内部監査の計画・結果は監査役会（社外監査役2名を含む）及び取締役会（社外取締役1名を含む）に報告することとしており、監査役及び社外監査役並びに社外取締役においても進捗状態を点検・牽制する等、連携し監査機能の強化を図っております。

4. 会計監査人
第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、監査結果の報告を受け意見交換、改善の提言を受けております。また、会計監査人は監査役会（社外監査役2名を含む）に対し、監査結果を報告するとともに情報交換を行っております。
なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数は以下のとおりであります。

会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員・業務執行社員　木田稔氏	監査法人グラヴィタス	7年
指定社員・業務執行社員　藤本良治氏	監査法人グラヴィタス	7年

同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しております。
また、監査補助者の構成は、公認会計士6名、その他4名であります。
当社の監査法人グラヴィタスへの公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規程する業務に基づく報酬等は20百万円であります。当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は20百万円であります。

5. 社外取締役及び社外監査役
当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。
社外取締役渡邊徹氏との関係は、同氏がパートナーを務める弁護士法人と当社が顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間100万円と少額であり、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。社外監査役松田臣氏は大同倉庫株式会社の代表取締役社長及び子会社（互応物流株式会社）並びにその他の関係会社（互応産業株式会社）の監査役を兼務しております。なお、当社と大同倉庫株式会社との間に取引関係はなく、当社と同氏との間には当社株式の所有以外特別の利害関係はありません。社外監査役竹原重光氏との関係は、同氏が所長である税理士事務所と当社が税務業務の委嘱契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間150万円と少額であり、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また同氏は株式会社システム機器センター及び大和無線電器株式会社並びにリード株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間に特別の利害関係はありません。
当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものはありませんが、独立役員の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準や、日本取締役協会が作成した「取締役会規則における独立取締役の選任基準（モデル）」等を参考にしております。
社外取締役及び社外監査役は、客観的・中立的な独立した立場で、取締役会、他重要な会議に出席し積極的に発言し意見を述べております。社外取締役渡邊徹氏は、主に弁護士として専門的見地から、社外監査役松田臣氏は、主に企業経営的見地から、社外監査役竹原重光氏は、主に税理士として専門的見地から多岐にわたり意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その他、取締役会からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧・検証を通じ、取締役会の意思決定の過程、取締役の業務執行状況について監査を行っており、経営監視機能を発揮しております。
また、社外監査役竹原重光氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．顧問税理士・弁護士
それぞれ顧問契約を締結し、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象並びに企業経営及び日常業務に関して経営判断上の参考とするため必要に応じてアドバイスを受け、必要な検討を行っております。
報酬決定について
取締役の報酬は、株主総会の決議により総額の上限を定め、その範囲内で「取締役会規程」「役員規程」に基づき、取締役会において業績と貢献度等を考慮し「役員報酬給号表」に照らして報酬額を決定しております。退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」に照らして退職慰労金を決定しております。
監査役の報酬は、株主総会の決議により総額の上限を定め、その範囲内で「監査役会規程」「役員規程」に基づき、監査役会において業績と貢献度等を考慮して報酬額を決定しております。退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」に照らして退職慰労金を決定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当該体制を採る理由として企業統治のあり方は、企業の規模や構成メンバーの数によってふさわしい形があり、当社といたしましては、委員会等設置についても検討をいたしましたが、意思決定の迅速性と監督機能については、現状の企業統治機構で監視機能は充分であると考えております。しかし、企業環境が変化すれば臨機応変に対応する所存でおります。また、さらなる監視機能強化のために社外取締役及び社外監査役を設置しております。
当社の社外取締役（１名）及び社外監査役（２名）は、客観的・中立的な独立した立場で、取締役会、他重要な会議に出席し積極的に発言し意見を述べております。社外取締役渡邊徹氏は、主に弁護士として専門的見地から、また、社外監査役松田臣氏は、主に企業経営的見地から、社外監査役竹原重光氏は、主に税理士として専門的見地から多岐にわたり意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その他、取締役会からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧・検証を通じ、取締役会の意思決定の過程、取締役の業務執行状況について監査を行っており、経営監視機能を発揮しております。これらのことから現状の体制でコーポレート・ガバナンスは充分に機能しており問題はないものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	主に第4週目の金曜日としております。但し、該当日が月末の場合は第3週目の金曜日としております。しかし、第3週目の金曜日が資料等の作成の都合により難しい場合、第4週目の金曜日になる場合もあります。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、招集通知を当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて決算情報、製品情報、採用情報等を掲示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主、従業員、取引先、地域社会等、さまざまの利害関係者を公平に考慮する経営に努めております。また、従業員の採用や昇格におきましては、男女の区別無く公平に審査するように努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制にかかる規定に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
また、その徹底を図るため、当社の管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、当社の管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程により、不正行為等の早期発見と是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配付等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社の管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役会の決定に基づく業務執行について組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者とその責任及び執行手続について定め全社的な業務の効率的運営及び責任体制を構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきその業務執行状況を把握し管理を行う。
子会社に関する管理業務は当社の管理本部が統括し、横断的な管理を行うものとする。
当社は、子会社にその営業成績、財務状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認・指導する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役会からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。
当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ速やかに適切な報告を行う。

8. 監査役等に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び子会社において、監査役に第7項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不当な取り扱いを受けることがないよう、内部通報制度規程により、通報者の保護を図る。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

11. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
管理本部及び監査室は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。
なお、体制構築及び制度の運用に際しては管理本部担当取締役を責任者とするチームを組織し、全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。
また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

管理本部を統括部署とし、各事業所に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。
所轄警察署、警察本部組織防犯対策室、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し協力を得て、反社会的勢力に対する体制を整備する。
また、当社は京都地区企業防衛対策協議会に所属しており、指導を受けると共に情報の共有化を図り、必要に応じて管理本部から不良情報等を発信・報告することにより関係各部署において対応策を検討、当社全体で反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対処を図っていく。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について、重要な会社情報は管理本部を通して情報取扱責任者である管理本部長へ報告する体制になっております。管理本部長は入手した情報を適時開示規則に基づき開示の要否を検討し、開示が必要と判断した場合は速やかに取締役会にて決議を行い、遅滞無く開示するよう努めております。
また、情報の伝達等につきましては、インサイダー取引の防止、情報漏洩の防止から業務上必要な最低限の範囲にとどめております。

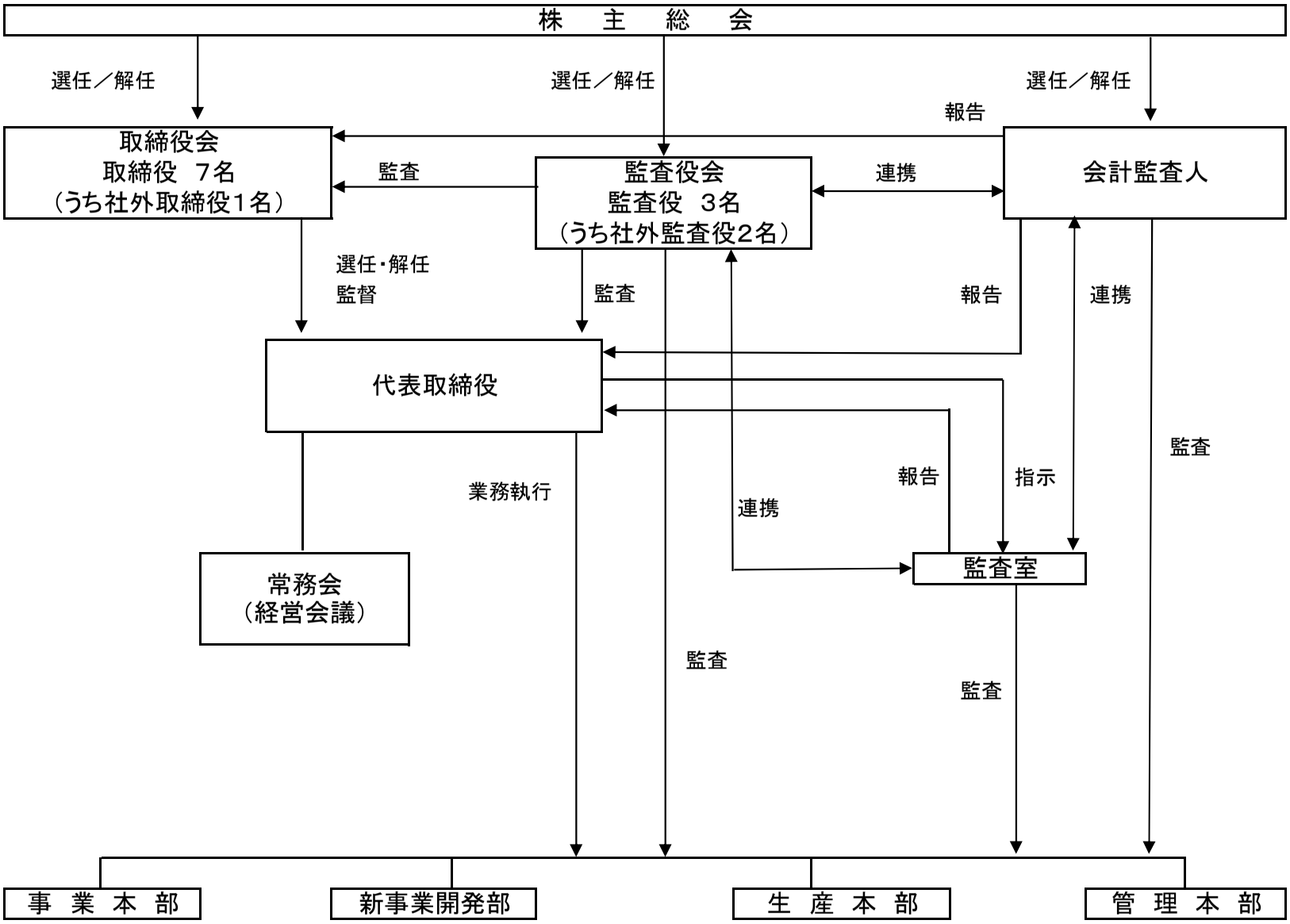
株　主　総　会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役　7名
（うち社外取締役1名）
監査
監査役会
監査役　3名
（うち社外監査役2名）
連携
会計監査人
選任・解任
監督
監査
報告
連携
代表取締役
監査
報告
指示
業務執行
連携
常務会
（経営会議）
監査室
監査
監査
事　業　本　部
新事業開発部
生　産　本　部
管　理　本　部